



茨 城 県 報

第 1 2 5 9 号

平成13年 5 月 7 日

月 曜 日

目 次

規 則

ページ

- 茨城県景観形成条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（都市計画課）…………… 2

(公 安 委 員 会)

- 茨城県警察署協議会規則…………… 2

- 茨城県警察署協議会条例の施行期日を定める規則…………… 6

告 示

- 産業廃棄物処理施設の設置の許可申請（廃棄物対策課）…………… 6

- 指定居宅サービス事業者の事業の変更（高齢福祉課）…………… 7

- 指定居宅介護支援事業者の事業の変更（高齢福祉課）…………… 7

- 指定居宅介護支援事業者の事業の廃止（高齢福祉課）…………… 7

- 大規模小売店舗の変更の届出（商業流通課）…………… 8

- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（商業流通課）…………… 9

- 茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の一部改正（農業経済課）…………… 9

- 換地計画の決定（農地整備課）……………10

- 国土調査法に規定する調査の実施（農村環境課）……………11

- 建設業法による営業停止処分（監理課）……………11

- 道路の区域の変更（道路維持課）……………12

- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所（都市整備課）……………23

- 土地改良事業の認可（2件）（土地改良事務所）……………12

公 告

- 茨城県情報公開条例の施行状況の概要（総務課）……………13

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（生活文化課）……………14

- 県営土地改良事業計画の変更（農村計画課）……………14

- 開発行為の工事完了（3件）（建築指導課）……………15

- 道路の位置の指定（建築指導課）……………15

- 落札者等の公示（医療大学）……………16

(教 育 長)

- 落札者等の公示……………17

規 則

茨城県規則第47号

茨城県景観形成条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成13年 5 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県景観形成条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

茨城県景観形成条例の一部を改正する条例（平成13年茨城県条例第22号）の施行期日は、平成13年 5 月18日とする。

~~~~~  
( 公 安 委 員 会 )

### 茨城県公安委員会規則第 5 号

茨城県警察署協議会規則を次のように定める。

平成13年 5 月 7 日

茨城県公安委員会委員長 西 野 虎 之 介

茨城県警察署協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、警察法（昭和29年法律第162号）第53条の 2 第 4 項並びに茨城県警察署協議会条例（平成13年茨城県条例第31号。以下「条例」という。）第 3 条第 1 項及び第 6 条の規定に基づき、警察署協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数、議事の手続その他協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第 2 条 各協議会の委員の定数は、それぞれ別表の委員の定数の欄に定めるところによる。

(委員の委嘱)

第 3 条 協議会の委員の委嘱は、委嘱状（様式第 1 号）を交付して行うものとする。

(委員の解嘱)

第 4 条 条例第 3 条第 4 項の解嘱は、解嘱書（様式第 2 号）により行うものとする。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が、警察署長（以下「署長」という。）と協議の上、招集する。ただし、協議会の設置後最初に開かれる会議は、署長が招集する。

2 署長は、必要があると認めるときは、会長に対して、協議会の会議の招集を求めることができる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、各協議会の運営に関し必要な事項は、各協議会が定める。

附 則

この規則は、平成13年 6 月 1 日から施行する。

別表

警察署協議会の委員の定数

| 警察署協議会       | 委員の定数 (人) |
|--------------|-----------|
| 水戸警察署協議会     | 15        |
| 笠間警察署協議会     | 8         |
| ひたちなか東警察署協議会 | 5         |
| ひたちなか西警察署協議会 | 10        |
| 那珂警察署協議会     | 6         |
| 大宮警察署協議会     | 6         |
| 太田警察署協議会     | 6         |
| 大子警察署協議会     | 5         |
| 日立警察署協議会     | 11        |
| 高萩警察署協議会     | 8         |
| 鉾田警察署協議会     | 6         |
| 鹿嶋警察署協議会     | 10        |
| 麻生警察署協議会     | 6         |
| 竜ヶ崎警察署協議会    | 11        |
| 江戸崎警察署協議会    | 6         |
| 土浦警察署協議会     | 12        |
| 石岡警察署協議会     | 11        |
| つくば中央警察署協議会  | 10        |
| つくば北警察署協議会   | 5         |
| 下館警察署協議会     | 7         |
| 下妻警察署協議会     | 7         |
| 真壁警察署協議会     | 5         |
| 結城警察署協議会     | 6         |
| 水海道警察署協議会    | 6         |
| 古河警察署協議会     | 8         |
| 境警察署協議会      | 10        |
| 取手警察署協議会     | 11        |
| 合 計          | 217       |

様式第 1 号

委 嘱 状

殿

茨城県

警察署協議会の委員を委嘱します

期間は 年 月 日から 年 月 日までとします

年 月 日

茨城県公安委員会

様式第 2 号

解 嘱 書

年 月 日

殿

茨城県公安委員会

茨城県警察署協議会条例第 3 条第 4 項の規定により茨城県  
嘱します

警察署協議会の委員を解

## 茨城県公安委員会規則第 6 号

茨城県警察署協議会条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成13年 5 月 7 日

茨城県公安委員会委員長 西 野 虎 之 介

茨城県警察署協議会条例の施行期日を定める規則

茨城県警察署協議会条例（平成13年茨城県条例第31号）の施行期日は、平成13年 6 月 1 日とする。

---

**告 示**

---

## 茨城県告示第522号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第 2 項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、法第15条第 4 項の規定等により、次のとおり告示する。

平成13年 5 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請の内容及び縦覧場所等

|                                |                                                                                                      |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 | 株式会社コイクニ・エネルギー・サービス<br>代表取締役 中山 恒武<br>鹿島郡銚田町大字安塚1001番地の 1                                            |
| 産業廃棄物処理施設の設置の場所                | 鹿島郡銚田町大字安塚字深山1001- 3 外 3 筆                                                                           |
| 産業廃棄物処理施設の種類                   | 廃油の焼却施設, 廃プラスチック類の焼却施設及び産業廃棄物の焼却施設                                                                   |
| 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類      | 廃油, 廃プラスチック類, 木くず, 紙くず                                                                               |
| 申請年月日                          | 平成13年 4 月 24 日                                                                                       |
| 関係書類の縦覧場所                      | 茨城県生活環境部廃棄物対策課<br>水戸市笠原町978番 6<br>銚田町生活環境課<br>鹿島郡銚田町大字銚田1444番地の 1<br>大洋村環境対策課<br>鹿島郡大洋村大字汲上2415番地の 5 |
| 縦覧期間                           | 平成13年 5 月 7 日から平成13年 6 月 7 日まで                                                                       |
| 縦覧時間                           | 午前 9 時から午後 5 時まで                                                                                     |

## 2 意見書の提出等

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

なお、意見書は日本語により記載するものとする。

## (1) 提出期限

平成13年 6 月 21 日

(2) 提出先

茨城県生活環境部廃棄物対策課  
水戸市笠原町978番 6

(3) 意見書に記載すべき事項

- ア 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ウ 産業廃棄物処理施設の種類
- エ 生活環境の保全上の見地からの意見

茨城県告示第523号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条の規定に基づき、下記のとおり変更届があったので、同法第78条の規定により告示する。

平成13年 5 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業者の名称           | 事業所の名称                     | 指定時の事業所の所在地                           | サービスの種類                | 変更事項                                                                | 変更年月日            |
|------------------|----------------------------|---------------------------------------|------------------------|---------------------------------------------------------------------|------------------|
| 社会福祉法人土浦市社会福祉協議会 | 社会福祉法人土浦市社会福祉協議会           | 土浦市大和町 9 番 2 号<br>ウララ 2<br>総合福祉会館 4 階 | 訪問介護<br>訪問入浴<br>居宅介護支援 | (事業所の名称)<br>社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会 訪問介護事業所 うらら<br>(サービスの種類)<br>訪問介護 訪問入浴 | 平成13年<br>4 月 1 日 |
| 社会福祉法人神栖町社会福祉協議会 | 社会福祉法人神栖町社会福祉協議会 福祉用具貸与事業所 | 鹿島郡神栖町溝口1695番地                        | 福祉用具貸与事業所              | (事業所の所在地)<br>鹿島郡神栖町溝口1746番地の 1                                      | 平成13年<br>4 月 1 日 |

茨城県告示第524号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第82条の規定に基づき、下記のとおり変更届があったので、同法第85条の規定により告示する。

平成13年 5 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業者の名称            | 事業所の名称                      | 指定時の事業所の所在地    | サービスの種類 | 変更事項                                                      | 変更年月日            |
|-------------------|-----------------------------|----------------|---------|-----------------------------------------------------------|------------------|
| 社会福祉法人 神栖町社会福祉協議会 | 社会福祉法人 神栖町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所 | 鹿島郡神栖町溝口1695番地 | 居宅介護支援  | (事業所の所在地)<br>鹿島郡神栖町溝口1746番地の 1                            | 平成13年<br>4 月 1 日 |
| 医療法人社団いばらき会       | 訪問看護ステーションとうかい              | 那珂郡東海村石神内宿1724 | 居宅介護支援  | (事業所の名称)<br>ケアプランセンターとうかい<br>(事業所の所在地)<br>那珂郡東海村舟石川579- 8 | 平成13年<br>4 月 1 日 |

茨城県告示第525号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第82条の規定に基づき、下記のとおり廃止の届出を受理したので、同法第85

条の規定により告示する。

平成13年 5 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業者名             | 事業所の名称                         | 事業所の所在地     | サービスの種類等 | 廃止年月日          |
|------------------|--------------------------------|-------------|----------|----------------|
| 医療法人 慈仁会<br>川崎病院 | 医療法人 慈仁会 川崎病院<br>指定介護支援事業所 ヘルツ | 常陸太田市木崎2040 | 居宅介護支援   | 平成13年<br>3月31日 |

#### 茨城県告示第526号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労働課に到着するよう提出してください。

平成13年 5 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

##### (1) 名称及び代表者氏名

株式会社カワチ薬品

代表取締役 河 内 良三郎

##### (2) 住所

栃木県小山市大字卒島1293番地

#### 2 届出事項の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社カワチ薬品つくば大穂店

つくば市宿西土地区画整理事業地内筑穂 2 丁目 C 区画番号10番

##### (2) 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 4 箇所

(変更後) 3 箇所

##### (3) 変更する年月日

平成13年11月22日

##### (4) 変更する理由

交通対策について、つくば北警察署へ協議したところ、店舗南側に 2 箇所設けている出入口を 1 箇所とするよう要望があり、調整を踏まえた結果出入口を 1 箇所とする方が、より安全な入出庫が可能となると判断されるため。

#### 3 届出年月日

平成13年 4 月 16 日



**茨城県告示第527号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成13年 5 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ウェルマート堀町店

所在地 水戸市堀町1020番地 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（法第 6 条第 1 項）

平成13年 3 月26日

## イ 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 茨城ウェルマート株式会社

代表者氏名 代表取締役 竹越 彰

住 所 西茨城郡友部町大字小原和尚塚2695-115

(変更後) 名 称 ジャスコ株式会社

代表者氏名 代表取締役 岡田 元也

住 所 東京都千代田区神田錦町 1 丁目 1 番地

## 2 市町村の意見

特になし

**茨城県告示第528号**

茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程（平成 3 年茨城県告示第128号）の一部を次のように改正する。

平成13年 5 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

第 3 条を次のように改める。

(中山間地域活性化資金の種類及び利子補給率)

第 3 条 利子補給の対象となる中山間地域活性化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。

(1) 加工流通施設整備資金及び保健機能増進施設整備資金の利子補給率

| 貸付<br>期間            | 融資機関                     | 資金種類                                 |                                       | 加工流通施設整備資金 |                                      | 保健機能増進施設整備資金                          |        |
|---------------------|--------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|------------|--------------------------------------|---------------------------------------|--------|
|                     |                          | 貸付対象者                                |                                       | A          |                                      | A                                     |        |
|                     |                          | 貸付金の<br>うち 2 億<br>7 千万円<br>までの部<br>分 | 貸付金の<br>うち 2 億<br>7 千万円<br>を超える<br>部分 | B          | 貸付金の<br>うち 2 億<br>7 千万円<br>までの部<br>分 | 貸付金の<br>うち 2 億<br>7 千万円<br>を超える<br>部分 | B      |
| 14年以<br>内           | 要綱第 3 の 2 のア,<br>ウ及びオの場合 | 年1.10%                               | 年0.85%                                | 年0.60%     | 年1.35%                               | 年1.10%                                | 年0.85% |
|                     | 上記以外の場合                  | 年0.45%                               | 年0.20%                                | —          | 年0.70%                               | 年0.45%                                | 年0.20% |
| 14年を<br>超え15<br>年以内 | 要綱第 3 の 2 のア,<br>ウ及びオの場合 | 年1.05%                               | 年0.80%                                | 年0.55%     | 年1.30%                               | 年1.05%                                | 年0.80% |
|                     | 上記以外の場合                  | 年0.40%                               | 年0.15%                                | —          | 年0.65%                               | 年0.40%                                | 年0.15% |

(注) 1 「A」とは、要綱第 3 の 3 の(3)のアの表の注書の A をいう。

2 「B」とは、要綱第 3 の 3 の(3)のアの表の注書の B をいう。

(3) 生活環境施設整備資金の利子補給率

| 融資機関 | 貸付対象者                 | 農林漁業者  | 農業協同組合等 |
|------|-----------------------|--------|---------|
|      | 要綱第 3 の 2 のア, ウ及びオの場合 | 年1.25% | 年1.25%  |
|      | 上 記 以 外 の 場 合         | 年0.60% | 年0.60%  |

(注) 1 「農業協同組合等」とは、農業協同組合その他の農林漁業者の組織する団体又は要綱第 3 の 1 の(3)に規定する第 3 セクターをいう。

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の規定は、平成13年 4 月 2 日以後になされた貸付けに係る中山間地域活性化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係るものについては、なお従前の例による。

茨城県告示第529号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定により県営土地改良事業鹿島湖岸北部地区（全換地区）に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成13年 5 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

- 2 縦覧期間  
平成13年 5 月 8 日から  
平成13年 6 月 4 日まで
- 3 縦覧の場所  
鹿嶋市役所

~~~~~

茨城県告示第530号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第1項第2号に規定する調査を次のとおり実施する。

平成13年 5 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 国土調査として指定された年月日
平成13年 4 月20日
- 2 調査を実施する者の名称
茨城県
- 3 調査区域
測量法（昭和24年法律第188号）第27条第2項の規定により、国土交通大臣の刊行した5万分の1地形図の次の
図幅内の地域
太子（茨城県の区域に限る。）
喜連川（茨城県の区域に限る。）
- 4 調査期間
この告示の日から平成14年 3 月31日まで

~~~~~

#### 茨城県告示第531号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による営業停止処分をした。同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成13年 5 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 処分をした年月日 平成13年 4 月25日
- 2 処分を受けた者
  - (1) 商 号 株式会社藤家工業
  - (2) 所 在 地 笠間市下市毛682番地の5
  - (3) 代表者の氏名 藤 家 千江子
  - (4) 建設業許可番号 茨城県知事許可（特-12）第2518号
- 3 処分の内容  
建設業の営業の全部停止（平成13年 5 月 9 日から平成13年 6 月 5 日まで 4 週間）
- 4 処分の原因となった事実
  - (1) 工事経歴書の虚偽記載
  - (2) 経営事項審査申請書の虚偽記載
  - (3) 主任技術者専任義務違反
  - (4) 現場代理人常駐義務違反

## 茨城県告示第532号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成13年 5 月 7 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年 5 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 土浦竜ヶ崎線
- 3 道路の区域

| 区 間                                                                                                                                                                  | 旧新の別    | 敷地の幅員           | 延 長           | 摘 要           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----------------|---------------|---------------|
| 土浦市大字右羽字島神向<br>2313番4地先から<br>牛久市結束町字兼ヶ堤338番地先まで<br>稲敷郡阿見町大字実穀字木崎<br>446番地先から<br>牛久市結束町字兼ヶ堤338番地先まで                                                                   | (A)     | メートル<br>最大 30.0 | メートル<br>9,007 |               |
|                                                                                                                                                                      |         | 最小 4.0          |               |               |
|                                                                                                                                                                      | (B+C)   | 最大 113.0        | 5,240         |               |
|                                                                                                                                                                      |         | 最小 25.8         |               |               |
| 土浦市大字右羽字島神向<br>2313番4地先から<br>牛久市結束町字兼ヶ堤338番地先まで<br>稲敷郡阿見町大字実穀字木崎<br>446番地先から<br>牛久市結束町字兼ヶ堤338番地先まで<br>稲敷郡阿見町大字阿見字阿見原<br>5383番4地先から<br>稲敷郡阿見町大字荒川本郷字鶉野<br>2066番71地先まで | (A)     | 最大 30.0         | 9,007         | バイパス<br>区間の延伸 |
|                                                                                                                                                                      |         | 最小 4.0          |               |               |
|                                                                                                                                                                      | 新 (B+C) | 最大 113.0        | 5,240         |               |
|                                                                                                                                                                      |         | 最小 25.8         |               |               |
|                                                                                                                                                                      | (D)     | 最大 63.0         | 2,120         |               |
|                                                                                                                                                                      |         | 最小 32.2         |               |               |

## 茨城県告示第533号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、若松土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について届出があったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成13年 5 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 理事を退任した者

| 職 名 | 氏 名     | 住 所                 |
|-----|---------|---------------------|
| 理 事 | 徳 永 義 雄 | 鹿島郡神栖町大字深芝2898番地の12 |

## 茨城県告示第534号

平成12年12月13日付けで千波湖土地改良区から認可申請のあった下坏地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成13年 4 月 6 日認可した。

平成13年 5 月 7 日

茨城県水戸土地改良事務所長 栗 原 宏 之

## 茨城県告示第535号

平成13年 1 月19日付けで境東部土地改良区から認可申請のあった宮下地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、平成13年 4 月 6 日認可した。

平成13年 5 月 7 日

茨城県境土地改良事務所長 海 老 原 修

---

公 告

---

## ●茨城県情報公開条例の施行状況の概要

茨城県情報公開条例(平成12年茨城県条例第 5 号)第33条第 2 項の規定により、平成12年度における同条例の施行状況の概要を次のとおり公表する。

平成13年 5 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 開示請求の状況

- (1) 開示請求件数 289件  
 (2) 開示請求処理件数 5,229件  
 (3) 開示請求の実施機関別内訳

| 区 分                         |           | 開示請求件数 | 開示請求処理件数 |
|-----------------------------|-----------|--------|----------|
| 知<br>事<br>部<br>局            | 部 外       | 4      | 129      |
|                             | 総 務 部     | 11     | 24       |
|                             | 企 画 部     | 3      | 23       |
|                             | 生 活 環 境 部 | 13     | 56       |
|                             | 保 健 福 祉 部 | 24     | 112      |
|                             | 商 工 労 働 部 | 3      | 5        |
|                             | 農 林 水 産 部 | 21     | 271      |
|                             | 土 木 部     | 24     | 3,344    |
|                             | 出 納 事 務 局 | —      | —        |
|                             | 小 計       | 103    | 3,964    |
| 企 業 局                       | 1         | 11     |          |
| 教 育 委 員 会                   | 183       | 1,184  |          |
| 選 挙 管 理 委 員 会               | —         | —      |          |
| 監 査 委 員 会                   | 2         | 70     |          |
| 人 事 委 員 会                   | —         | —      |          |
| 地 方 労 働 委 員 会               | —         | —      |          |
| 収 用 委 員 会                   | —         | —      |          |
| 茨 城 海 区 漁 業 調 整 委 員 会       | —         | —      |          |
| 霞 ヶ 浦 北 浦 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 | —         | —      |          |
| 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会         | —         | —      |          |
| 計                           | 289       | 5,229  |          |

## 2 開示請求の処理状況

- |                         |        |
|-------------------------|--------|
| (1) 開示決定の件数             | 4,306件 |
| (2) 部分開示決定の件数           | 801件   |
| (3) 不開示決定の件数            | 112件   |
| (不開示決定のうち、文書不存在の件数 91件) |        |
| (4) その他(取下げ等)           | 10件    |

## 3 不服申立てに関する事項(カッコ内は前年度からの継続分で外数)

- |                |        |
|----------------|--------|
| (1) 異議申立ての件数   | 8件(一件) |
| (2) 異議申立ての処理状況 |        |
| ア 却下決定の件数      | 一件(一件) |
| イ 棄却決定の件数      | 一件(一件) |
| ウ 全部認容決定の件数    | 1件(一件) |
| エ 一部認容決定の件数    | 一件(一件) |
| オ 取下げ          | 一件(一件) |
| カ 審理中          | 7件(一件) |

## ●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成13年6月25日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室(水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎)において公衆の縦覧に供する。

平成13年5月7日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成13年4月23日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 あさひ

## 3 代表者の氏名

本 橋 康 夫

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県北相馬郡利根町大字早尾300番地346

## 5 定款に記載された目的

この法人は、障害者並びに高齢者(以下「障害者等」という)の社会的自立を目指し、地域で幅広い活動を通して障害者等の生活の場、働く場、余暇活動の場などの確保や充実に努め、多くの障害者等が充実した社会に参加することができる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

## ●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき、県営逆井山地区土地改良事業につき計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成13年 5 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営逆井山地区土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成13年 5 月11日から平成13年 6 月 7 日まで

3 縦覧の場所

猿島町役場

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成13年 5 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡三和町大字諸川字大竹下1553番 1

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡三和町大字諸川1782番地の 2

山陽住宅株式会社

代表取締役 川 戸 伍

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北相馬郡藤代町大字谷中字中道208番 1 の一部、208番 4 の一部、209番、209番 1、210番 1（1工区）

2 事業主の住所及び氏名

北相馬郡藤代町大字谷中208番地 1

大 山 龍 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿嶋市大字宮中字東山1975番 1

2 事業主の住所及び氏名

名古屋市中区栄一丁目24番15号

セントラルリース株式会社

代表取締役 西 木 由喜夫

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成13年 5 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号             | 指定年月日        | 申請者                       |              | 道路の位置                 | 道路の幅員及び延長    |               |
|------------------|--------------|---------------------------|--------------|-----------------------|--------------|---------------|
|                  |              | 氏名                        | 住所           |                       | 幅員           | 延長            |
| 鹿総建指令<br>第 153 号 | 平成13年 4 月10日 | (有)安達明商事<br>代表取締役<br>安達 明 | 鉾田町徳宿1683-12 | 大洋村大字汲上字八丁<br>2755-16 | メートル<br>4.13 | メートル<br>34.70 |

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成13年 5 月 7 日

茨城県立医療大学長 阿 部 帥

〔掲載順序〕

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の規定に基づく公告又は同規則第 5 条第 1 項の規定に基づく公示を行った日 ⑧落札方式

〔1〕

①茨城県立医療大学第 1 工区（実習棟 2，動物舎及び構内）清掃業務 一式 ②茨城県立医療大学 茨城県稲敷郡阿見町阿見4669-2 ③平成13年 3 月23日 ④株式会社泰成エンジニアリング 東京都新宿区信濃町34番地 ⑤21,000,000 円 ⑥一般競争入札 ⑦平成13年 2 月 8 日 ⑧最低価格

〔2〕

①茨城県立医療大学第 2 工区（講義棟及び実習棟 1）清掃業務 一式 ②茨城県立医療大学 茨城県稲敷郡阿見町阿見4669-2 ③平成13年 3 月23日 ④高橋興業株式会社 茨城県土浦市大町12番 1 ⑤18,900,000円 ⑥一般競争入札 ⑦平成13年 2 月 8 日 ⑧最低価格

〔3〕

①茨城県立医療大学第 3 工区（管理棟及び図書館棟）清掃業務 一式 ②茨城県立医療大学 茨城県稲敷郡阿見町阿見4669-2 ③平成13年 3 月23日 ④株式会社東武 福島県原町市下北高平字堂下242番地 3 ⑤13,356,000円 ⑥一般競争入札 ⑦平成13年 2 月 8 日 ⑧最低価格

〔4〕

①茨城県立医療大学第 4 工区（演習棟，福利厚生棟及び体育館）清掃業務 一式 ②茨城県立医療大学 茨城県稲敷郡阿見町阿見4669-2 ③平成13年 3 月23日 ④南部興業株式会社つくば営業所 茨城県つくば市稲岡495番50号 ⑤3,990,000円 ⑥一般競争入札 ⑦平成13年 2 月 8 日 ⑧最低価格

〔5〕

①茨城県立医療大学付属病院清掃業務 一式 ②茨城県立医療大学 茨城県稲敷郡阿見町阿見4669-2 ③平成13年 3 月23日 ④株式会社オーチャー茨城支店 茨城県ひたちなか市佐和1461番地の 1 ⑤45,990,000円 ⑥一般競争入札 ⑦平成13年 2 月 8 日 ⑧最低価格



〔 6 〕

①A重油 J I S 1 種 1 号 630kl (予定数量) ②茨城県立医療大学 茨城県稲敷郡阿見町阿見4669-2 ③平成13年 3 月 28 日 ④水戸燃料有限会社 茨城県水戸市南町 2 丁目 3 番 22 号 ⑤28円30銭 (1 リットル当たり 消費税及び地方消費税抜き) ⑥一般競争入札 ⑦平成13年 2 月 8 日 ⑧最低価格

~~~~~  
(教 育 長)

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成13年 5 月 7 日

茨城県教育委員会教育長 川 俣 勝 慶

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事由

①茨城県教育研修センターネットワークシステムに係る機器賃貸一式 ②茨城県教育庁高校教育課 水戸市笠原町 978 番 6 ③平成13年 4 月 1 日 ④富士通リース株式会社 東京都新宿区西新宿 2 丁目 7 番 1 号 ⑤月額5,243,700円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)